

豊島区子ども若者総合相談アシスとしま公式 LINE アカウント運用要領

4 豊子子発第 731 号

令和 4 年 10 月 25 日

子ども家庭部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、豊島区子ども若者総合相談アシスとしま（以下「区」という）が開設する LINE を利用者への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) L I N E : LINE 社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し登録した利用者と情報を共有するサービスをいう。
- (2) 公式 L I N E : 区が設置・運用するための L I N E をいう。
- (3) アカウ ント : LINE を利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利 用 者 : 本 LINE の利用者をいう。
- (5) 友 だ ち 追 加 : 本 LINE を利用する際に登録をすることをいう。

(運営主体)

第 3 条 本 LINE の運営主体は区とし、運営管理者は子ども若者課長とする。

- 2 アカウ ント名は アシスとしま とする。

(運用主体の明示)

第 4 条 区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウント名を豊島区公式ホームページに明示する。

(運用主体及び発信内容等の明示)

第 5 条 運用主体、発信する内容等について、本 LINE のプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第 6 条 区は、次に掲げる内容に関する情報を掲載する。

- (1) 夜間、土日祝日もつながる相談窓口の情報
- (2) アシスとしまの予約に関すること
- (3) その他運営管理者が必要とした情報

(情報発信)

第7条 本 LINE を運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として区が行う。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

3 区は相談予約等を受けた際には固定メッセージのみ送信する。

(著作権等)

第8条 ソーシャルメディアで提供される個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する諸権利は、区又は原著作権者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的利用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責事項)

第9条 区は、本 LINE に掲載された情報に起因して、利用者または第三者に損害が発生したとしても、区の故意または重大な過失によるものではない限り、一切責任を負わないものとする。

2 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しをおこなう場合があるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は、運営管理者が別に定る。

附則

この要領は、令和4年10月25日から施行する。